

事務連絡  
令和2年3月12日

国土交通省住宅局  
建築指導課関係法人 御中

国土交通省住宅局建築指導課

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への  
支援策について（情報提供）

日頃より国土交通行政にご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年3月10日に「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」が政府で決定されたところです。

（参考）別添資料①

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/taisaku\\_honbu.html](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html)

本対応策においては「事業活動の縮小や雇用への対応」として、雇用調整助成金の特例措置の拡大や、強力な資金繰り対策などが盛り込まれており、厚生労働省及び中小企業庁において、当該内容のパンフレット等を作成し、積極的な周知を行っているところです。

（参考）別添資料② [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10098.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10098.html)

別添資料③ <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

今般の緊急対応策に盛り込まれた、雇用調整助成金の特例措置の拡大や、強力な資金繰り対策などは、国土交通省関連の各事業者の方々にも、是非とも、ご理解とご活用のご検討をお願いしたいものです。

会員企業等の皆様に、これらの支援策の浸透が図られますよう、何卒ご協力の程、よろしくごお願い申し上げます。